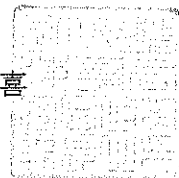




国海安第111号
平成28年6月24日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省海事局安全政策課長
金子 栄喜



船舶設備規程等の一部改正等について（通知）

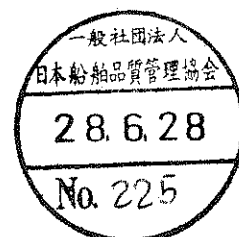
下記省令及び告示の一部改正並びに新告示が平成28年6月24日に公布されましたので、
ご了知頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

記

（一部改正された省令及び告示）
船舶設備規程（昭和9年逓信省令第6号）
船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）
海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和40年運輸省令第39号）
船舶等型式承認規則（昭和48年運輸省令第50号）
船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成10年運輸省告示第379号）
船体の水密を保持するための構造の基準等を定める告示（平成10年運輸省告示第380号）

（新告示）
船舶設備規程第百十五条の三十二第一項のガス等を定める告示（平成28年国土交通省告示第841号）

以上



船舶設備規程等の一部改正等について

1. 改正の経緯

今般、IMOにおいて、船員の安全対策の強化等を目的として、SOLAS条約附属書（以下「附属書」という。）の改正案が採択され、平成28年7月1日に発効する予定であるところ、我が国においても当該改正内容を担保するため、船舶設備規程等における所要の改正及び新告示の制定を行った。

また、現行の附属書中適用期日が平成28年7月1日の部分を担保するため、船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示等について所要の改正を行う。

2. 改正の概要

① 密閉区画への立入りのための持運び式ガス検知器の備付けの義務化

SOLAS条約が適用される船舶*（施行日前に建造されている船舶を含む。）に対して、通常人が出入りしない密閉された区画に船員が立入る際に、当該区画の安全を確認するため、酸素、可燃性ガス、硫化水素及び一酸化炭素を測定することができる持運び式ガス検知器を備えること及び当該検知器の機能要件等を義務付ける。

また、当該装置の予備検査及び型式承認に関する手数料を変更する。

② 油タンカー及びばら積み貨物船のための目標指向型構造基準の義務化

油タンカー及びばら積み貨物船であって、長さが150m以上のもののうち、SOLAS条約が適用される船舶*及び総トン数500トン以上の遠洋区域を航行区域とする船舶（施行日以降建造契約される船舶又は平成32年7月1日以降引渡しされる船舶に限る。）に対して、折損事故等の大規模事故の発生を防止するため、以下の要件を義務付ける等所要の改正を行う。

- ・船舶の構造強度及び水密性に関する目標指向型構造基準の機能要件に従い設計し建造すること。
- ・当該機能要件の適用に関する具体的情報を記載した資料を船上等に備え置くこと。

③ その他所要の改正を行う。

3. 主な対象法令

- 船舶設備規程（昭和9年通信省令第6号）（①関係）
- 船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）（①関係）
- 海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令（昭和40年運輸省令第39号）（③関係）
- 船舶等型式承認規則（昭和48年運輸省令第50号）（①関係）
- 船舶設備規程第百十五条の三十二第一項のガス等を定める告示（平成28年国土交通省告示第841号）（①関係）
- 船体の強度を保持するための構造の基準等を定める告示（平成10年運輸省告示第379号）（②関係）
- 船体の水密を保持するための構造の基準等を定める告示（平成10年運輸省告示第380号）（②関係）

* 国際航海に従事する旅客船及び総トン数500トン以上の貨物船をいう。

4. 今後の予定

公 布 : 平成28年6月24日
施 行 : 平成28年7月1日